（前のページより続き）

○歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件（同一一二）

○青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件の一部を改正する件（厚生労働一一一）

○港湾管理者を告示する件（国土交通三三八）

一〇三

一〇四

本号で公布された法令のあらまし

◇**内閣府設置法の一部を改正する法律**（法律第四号）（内閣府本府）

1　内閣府の所掌事務として、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することを規定することとした。

2　この法律は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**地方交付税法等の一部を改正する法律**（法律第五号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例等（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条及び第九条関係）

㈠　平成二三年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う等の加算額一兆八、一五〇億円、平成二三年度における法定加算額七、五六二億円及び臨時財政対策のための特例加算額三兆八、一五四億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額一、〇〇〇億円及び同特別会計借入金利子支払額四、三六一億円を控除した額とすることとした。

㈡　平成二四年度及び平成二五年度の地方交付税の総額について、それぞれ二、一五〇億円を加算することとした。

㈢　平成二四年度から平成三八年度までの地方交付税の総額について、一、一〇三億円を加算することとした。

㈣　交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、平成二三年度から平成六二年度までの間において償還することとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第五条の二、第六条の二、第六条の三及び別表関係）

㈠　平成二三年度から平成二五年度までの間における措置として「雇用対策・地域資源活用推進費」を設けることとした。

㈡　少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置、子育て支援施策の充実、自殺予防等に要する経費の財源を措置することとした。

㈢　特別支援教育の充実、図書館施策の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置することとした。

㈣　地方再生に要する経費、住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置することとした。

㈤　環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、地球温暖化対策事業等に要する経費の財源を措置することとした。

㈥　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

㈦　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

3　特別交付税制度の改正（地方交付税法第六条の二、第一五条及び改正法附則関係）

㈠　地方交付税総額における特別交付税の割合を、六パーセントから四パーセント（平成二三年度から平成二五年度までの各年度にあっては六パーセント、平成二六年度にあっては五パーセント）に改め、普通交付税に移行することとした。

㈡　特別交付税の額の決定について、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けることとした。

二　地方財政法の一部改正関係

平成二三年度から平成二五年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとした。（第三三条の五の二関係）

三　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正関係

地方特例交付金制度を改正することとした。（第一条及び第二条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**踏切道改良促進法の一部を改正する法律**（法律第六号）（国土交通省）

1　国土交通大臣による指定期間の延長

国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成二三年度以降の五箇年間において改良することが必要と認められるものについて、指定することとした。（第三条第一項関係）

2　立体交差化等に係る指定を受けた踏切道の改良に係る手続の見直し

㈠　踏切道の改良に係る計画のうち、立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画（以下「立体交差化計画等」という。）であって鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者が作成するものについて作成及び提出の義務付けを廃止し、任意の作成及び提出とすることとした。（第四条第一項関係）

㈡　立体交差化計画等を作成するときは、1に規定する期間（以下「指定期間」という。）において踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、指定期間を経過した後に当該踏切道を改良することをその内容とすることができることとした。（第四条第二項及び第八項関係）

㈢　鉄道事業者及び道路管理者は、指定期間において指定の際に定められた改良の方法により（立体交差化計画等を提出した場合又は国土交通大臣により立体交差化計画等が作成された場合においては、当該立体交差化計画等に従い）、当該踏切道の改良を実施しなければならないこととした。（第五条第一項及び第二項関係）

3　この法律は、平成二三年四月一日から施行することとした。